

議 案 第 91 号

松戸市法定外公共物の管理に関する条例の制定について

松戸市法定外公共物の管理に関する条例を別紙のように定める。

令和3年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な使用を図り、もって公共の安全に資するため。

松戸市法定外公共物の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めることにより、その適正な使用を図り、もって公共の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、本市の行政財産であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用若しくは準用又は下水道法（昭和33年法律第79条）の適用を受けない河川、溝渠、水路、ため池
その他これらに類する土地

- (3) 前2号に掲げるものに附属して設けられている工作物、物件又は施設

(禁止行為)

第3条 何人も、法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損壊し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物に土石、竹木、ごみ、毒物その他これらに類するものを投棄し、又は堆積すること。
- (3) 法定外公共物を不法に占有し、その管理に支障を及ぼすこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(工事等の承認)

第4条 法定外公共物に関する工事又は法定外公共物の維持（以下「工事等」という。）をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。ただし、法定外公共物の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他法定外公共物の構造に影響を与えない法定外公共物の維持については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認（以下「工事等の承認」という。）の申請があった場

合において、当該申請に係る工事等が法定外公共物の管理上支障があると認めるときは、工事等の承認をしないことができる。

- 3 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、工事等の承認に条件を付することができる。
- 4 前3項の規定は、工事等の承認を受けた者が当該工事等の承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。

(工事等の検査等)

第5条 工事等の承認を受けた者は、当該工事等の承認に係る工事等を完了したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事等が工事等の承認の内容に適合しているかどうかの検査を行い、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、工事等の承認の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該工事等の承認の内容に適合するために必要な措置を講じなければならない。

(占用許可)

第6条 法定外公共物に工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して法定外公共物の使用（以下「法定外公共物の占用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可（以下「占用許可」という。）の申請があったときは、当該申請が次に掲げる工作物等に係るものでなければ、占用許可をしないものとする。

- (1) 道路法第32条第1項第1号から第6号までに掲げる工作物等
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号から第5号までに掲げる工作物等

- 3 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、占用許可に条件を付することができる。
- 4 前3項の規定は、占用許可を受けた者が当該占用許可に係る事項を変更し

ようとする場合について準用する。

(占有許可の期間)

第7条 占有許可の期間は、5年以内とする。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づいて設ける水管、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管、電柱、電線又は公衆電話所については、10年以内とする。

(占有の継続許可)

第8条 占有許可を受けた者は、当該占有許可に係る期間の満了後も引き続き法定外公共物の占有をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る期間の満了後に引き続き法定外公共物の占有をしようとするときも同様とし、その後の期間の満了後の法定外公共物の占有についても同様とする。

2 第6条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の許可について準用する。

(権利の譲渡等)

第9条 占有許可又は前条第1項の許可（以下「占有許可等」という。）を受けた者（以下「占有者」という。）は、当該占有許可等に基づく権利を他人に譲り渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(承継)

第10条 占有者について相続又は合併若しくは分割（占有許可等に係る工作物等を承継させるものに限る。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立した法人若しくは分割により当該占有許可等に係る工作物等を承継した法人は、当該占有者の地位を承継する。

2 前項の規定により占有者の地位を承継した者は、速やかに、市長に届け出

なければならない。

(工作物等の管理)

第11条 占有者は、法定外公共物の管理に支障を及ぼさないよう占有許可等に係る工作物等を常に良好な状態に管理しなければならない。

2 占有者は、市長の求めに応じ、占有許可等に係る工作物等の管理の状況について、市長に報告しなければならない。

(占有の廃止)

第12条 占有者は、占有許可等に係る期間の満了前に法定外公共物の占有を廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

(原状回復等)

第13条 占有者は、占有許可等に係る期間が満了したとき又は法定外公共物の占有を廃止したときは、法定外公共物の占有をしている工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、占有者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが適当でないと認めるときの措置について必要な指示をすることができる。

3 占有者は、前2項の規定により工作物等を除却し、法定外公共物を原状に回復したとき又は原状に回復することが適当でないと認めるときの措置を講じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(占有料)

第14条 占有者は、占有料を納付しなければならない。

2 占有料の額については、松戸市道路占有料条例（昭和49年松戸市条例第24号）第2条の規定を準用する。

3 占有料の徴収の方法については、松戸市道路占有料条例第3条の規定を準用する。

(占有料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、松戸市道路占有料条例第5条

の規定を準用し、占用料を減額し、又は免除することができる。

(督促及び延滞金等の徴収)

第16条 市長は、占用料を納期限までに納付しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促するものとする。

2 市長は、前項の規定による督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。

3 前項の督促手数料及び延滞金の額については、松戸市道路占用料条例第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

(占用料の返還)

第17条 既納の占用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(他人の土地への立入り)

第18条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量又は工事等のためやむを得ない必要があるときは、当該職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工事等の承認若しくは占用許可等を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、工作物等の改築、移転、除去若しくは当該工作物等により生ずべき損害を予防するために必要な施設の設置若しくは法定外公共物の原状回復を命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反した者又はこの条例の規定に基づく処分に従わなかった者

(2) 工事等の承認又は占用許可等に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により工事等の承認又は占用許可等を受けた者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事等の承認を受けた者又は占用者に対し前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- (1) 法定外公共物に関する市の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 法定外公共物の管理に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、法定外公共物の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 市長は、前2項の規定により措置を命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ずるべき者を確知することができないときは、当該措置を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、その者が当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは市長が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告するものとする。
- 4 前項の措置に要した費用は、同項に規定する当該措置を命ずるべき者の負担とする。

(損失の補償)

第20条 市長は、前条第2項第2号又は第3号に該当することにより、同項の規定による処分又は命令をしたときは、当該処分又は命令によって工事等の承認又は占用許可等を受けた者が通常受けるべき損失を補償するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条第1項に違反して工事等を行った者
- (3) 第6条第1項又は第8条第1項の規定に違反して法定外公共物の占用をした者
- (4) 第19条第1項又は第2項の規定による市長の命令に従わなかった者

第23条 市長は、偽りその他不正の行為により占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

（両罰規定）

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けて法定外公共物の占有をしている者は、当該許可に係る期間内に限り、この条例の規定による占有許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により占有許可を受けたものとみなされた場合における当該占有許可に係る占用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

4 占有許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第4条及び第6条の規定の例により行うことができる。